

取扱注意

外部研修等に参加した際の費用の支援に関する規則

平成 13 年 7 月 20 日 制定

平成 23 年 5 月 22 日 改定

平成 24 年 5 月 21 日 改定

平成 25 年 10 月 19 日 改定

(目 的)

第 1 条 兵庫県青年洋上大学同窓会（以下「同窓会」とする。）は、兵庫県青年洋上大学同窓会規約に定める正会員及び賛助会員（以下「会員」とする。）が、同窓会の目的を達成するために必要な国際交流、青少年活動等の指導者として自己を研鑽するための研修事業等（以下「研修」）へ参加することを促進するために本規則を定める。

(補助金の交付対象及び補助率)

第 2 条 兵庫県青年洋上大学同窓会長（以下「会長」とする。）は、会員が前条の目的に合致する研修に参加する場合、研修事業主催者が定めた参加費、集合地までの交通費及び会長が認めた経費のうち 2 万円を上限に補助することができる。

2 会長が推薦する会員が兵庫県青年洋上大学のスタッフ、リーダーなどとして参加する場合、参加費のうち半額を上限に補助することができる。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする会員は、あらかじめ（概ね研修の 1 ヶ月前迄。）別に定める補助金交付申請書、研修の内容が分かる資料等を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 会長は前条の申請に係わる書類の審査により、当該申請に係わる補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該会員に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 5 条 会員は、研修後に別に定める補助金請求書、証拠書類により補助金の交付を申請する。

2 会長は、会員から補助金の交付の申請があり、書類等に不備が無い場合は、すみやかに補助金を交付しなければならない。

(報 告)

第 6 条 補助金を交付された会員は、当該研修の内容について、会長から要請があった場合、成果について報告あるいは実践を行わなければならない。

2 補助金を交付された会員は、当該研修で得た成果について積極的に同窓会での活動に役立てなければならない。